

# 青少年センターだより 第2号

令和4年1月20日発行  
帯広市教育委員会  
青少年センター  
☎ 0155-65-4161

## 令和3年度の巡回指導 ～102人の指導協力員とともに～

青少年非行の未然防止を図るため、中心街や郊外の商業施設、ゲームセンターなどでの街頭巡回指導を実施しています。

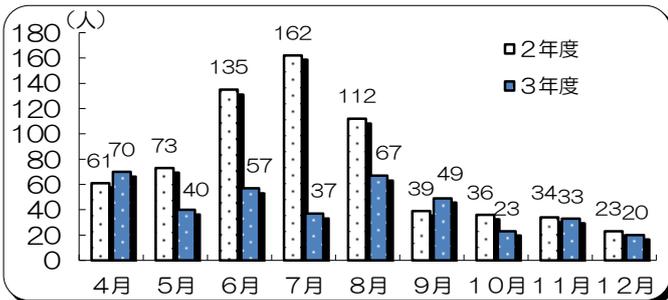
主な指導内容として、小中学生には校則に定めのある保護者同伴でのゲームセンターへの入場、高校生はスマホ片手の自転車走行などです。ボランティア団体等から推薦を受けた102人の指導協力員とともに、児童生徒が問題行動や迷惑行為を起こさぬよう、日々の見守り活動を行っています。

### 巡回1回当たりの指導人数が減少傾向に 外出自粛が児童生徒に定着しています

令和3年度4～12月までの巡回回数は264回で声掛け指導人数は396人、巡回1回当たりの声掛け指導人数は1.5人となり、昨年度同期間の2.0人から減少しています。

要因の一つとして、昨年度は新型コロナ対策による臨時休校終了後に屋外での活発な行動に対する声掛け指導人数が急増しましたが、本年度は緊急事態宣言後の行動に大きな変化はなく、外出自粛の浸透が図られていました。

声掛け指導人数(4月～12月)



### 在宅時間の伸びとインターネット利用増 外で遊ぶ機会が減少しています

また、新型コロナ対策による行動自粛が定着する一方で、児童生徒の在宅時間が伸び、インターネット利用時間が増加し、公園など外で遊ぶ機会が減少していることも要因と考えられます。

また、実施延期となっていた学校の交通安全教室が再開され自転車走行マナーの指導が徹底されたことも効果を発揮しています。

指導内容別人数(4月～12月末累計)

| 指導内容<br>年度 | 小中学生の<br>校則周知 | 交通ルール<br>指導 | 一般指導 | 不良行為 | 合計  |
|------------|---------------|-------------|------|------|-----|
| 令和2年度      | 91            | 443         | 139  | 2    | 675 |
| 令和3年度      | 140           | 241         | 12   | 3    | 396 |

## 子ども110番の家設置にご協力を

### ◆『子ども110番の家』とは？

子どもたちが登下校などの際に、身に迫った危険を感じたり、犯罪に巻き込まれそうになった時などに、のぼりの立っているお店や住宅に逃げ込むことで、子どもたちの身の安全を守り、被害の未然防止や早期解決を図るためのボランティア活動のことです。



### ◆『子ども110番の家』では何をやるの？

逃げ込んできた子どもたちを保護し、状況に応じて110番・119番に通報します。また保護者に連絡して、迎えに来るまで安全を確保します。



### ◆『子ども110番の家』は何か所あるの？

令和3年11月末現在、個人住宅・郵便局・銀行・スーパー・コンビニ・商店・ガソリンスタンドなど合わせて、1,008か所の設置協力をいただいています。

### ◆『子ども110番の家』の活動に参加したい

登録は市民からの申し込みを受け帯広市青少年センターがのぼりとボールをお渡しします。なお、のぼりを立てるスタンドについては登録者にご用意いただきます。

## 子ども110番の家の登録お申し込みは・・・

帯広市庁舎8階  
帯広市教育委員会 学校教育部  
教育総務室 学校地域連携課  
青少年センターまでご連絡ください。



直通電話0155-65-4161  
FAX 0155-23-0161  
E-Mail: school\_cooperation@city.obihiro.hokkaido.jp

帯広地区防連  
帯広警察署

# ～自画撮り被害から子どもを守るために～

## 【自画撮り被害児童の推移】

(北海道警察本部、一般社団法人青少年ネット教育アカデミー ホームページ 参照)

| 被害児童数     | 年度         | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年<br>(上半期) |
|-----------|------------|-------|-------|-------|-------|------|------|---------------|
| 児童ポルノ被害児童 |            | 56    | 51    | 68    | 88    | 81   | 57   | 26            |
|           | うち自画撮り被害児童 | 25    | 28    | 41    | 26    | 33   | 20   | 11            |
|           | うちSNS等利用   | 18    | 19    | 34    | 19    | 29   | 15   | 11            |

## 【自画撮り被害児童の学職(令和3年上半期)】

| 学職 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 有職 | 無職 | 合計     |
|----|-----|-----|-----|----|----|--------|
| 人員 | 0   | 6   | 5   | 0  | 0  | 11     |
| 割合 | 0%  | 55% | 45% | 0% | 0% | 100.0% |



## 『自画撮り被害』をご存じですか？

だまされたり、脅かされたりして、子どもが自分の裸体等を撮影させられ、SNS等で送信させられる被害の事を『自画撮り被害』と言い、北海道でもこの被害が拡大しています。

## なぜ子どもたちは『自画撮り送信』してしまうのか？

保護者からは分かりにくく見えにくい「自画撮り送信」までの道には、2つの入口があります。

### ①ゲームアプリ・友達募集アプリ・SNSからの入口

犯罪者側は交友関係を作るため、子ども側の関心事を習得し、プロフィール写真も年齢・性別を偽り、好みの顔立ちを写真合成によって作成し、好印象を与えて関係を深めます。次に犯罪者側が自分のための体形など恥ずかしい写真を送信し、同様に恥ずかしい写真の送信を求めます。子ども側は「断ったら嫌われる」という感情を抱きやすく、一度送信すると要求がエスカレートしていきます。

### ②同級生、友達、交際相手などからの入口

①とは対照的に、最初から一定の関係性ができているために、これらの人から強要されると余計に断りにくいという面があります。返答次第で以後毎日の交友関係にも直接大きな影響が出るため、相手側に妥協してしまうことも多い様です。

人生経験、智慧、予測力ともに未発達な子どもたちの年齢では『現状の交友関係の維持』が**最重要事項**と見なされる事が多いため、それを壊すくらいなら1枚の写真ぐらい…という考えに逃避した結果の悲劇と言えます。

## 保護者から子どもたちに伝えていきたい事

### ①自画撮り被害の事例を子どもに伝える。

警察庁のHPなどに具体的な事例マンガとしても掲載されています。You Tubeなどでも「自画撮り」で検索すると注意喚起ドラマなどの動画が複数掲載されています。この際「自画撮りしてないでしょうね！」と威圧するよりも「こんな話知ってる？」と、保護者としても子どもとしても共に慎重になっていく姿勢で「共通の立場」で考えていきましょう。

### ②自画撮りで失うものを明確に理解させる。

裸の画像だけでなく、ネット上に一度アップした画像や動画は「デジタルタトゥー」と言われてその画像は消すことができません。就職活動で企業側に氏名検索された際に画像を発見され、内定取り消しになった事例もあると言われています。

失うのは「自分の評判」であり、しかも期間は「半永久的」であることを伝えましょう。

### ③どれほど親しく信用している相手でも絶対に送信しない。

そもそも、そのような画像を求めてくる人は、あなたの事を本当に大切に考えてくれているのか？と根本的な点に注目させ、本当に大切な友だちとはどんなものか？という、子どもの人生設計に役立つ「気づき」の場面を与えるチャンスとなります。

## 困ったときの相談窓口

【少年相談110番】(北海道警察少年サポートセンター)

- ・0120-677-110(無料)(携帯電話からは、011-242-9000)
- ・8:45~17:15(月~金(祝日、年末年始を除く))

【子ども相談支援センター】(北海道教育委員会)

- ・0120-3882-56(毎日24時間・無料)
- ・メール相談 アドレス: doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

